

水道使用開始・氏名変更届

広島県水道広域連合企業団 三次事務所長 様

	水 栓 番 号	— — —
年 月 日	開 始	量 水 器 番 号
	変 更	旧使用者氏名
水道を使用する場所 (建物名・部屋番号まで記入)	三次市	
緊急連絡先 (勤務先など)	住所	
	名称	電話
<p>新使用者・変更者</p> <p>住 所 _____</p> <p>(ふりがな)</p> <p>氏 名 _____</p> <p>電 話 _____</p> <p>料金請求先(納入通知書等の送付先が上記と異なる場合に記入してください)</p> <p>住 所 _____</p> <p>(ふりがな)</p> <p>氏 名 _____</p> <p>電 話 _____</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ メーター (付属品も含む) は完全な状態で保管し、いつでも検針できる状態にします。 ・ 水道料金を滞納した場合は、給水を停止されても異議申しません。 <p style="text-align: center;">年 月 日 上記のとおり届けます。</p>		
支払方法 (希望する支払方法に <input checked="" type="checkbox"/> をご記入ください)	<input type="checkbox"/> 口座振替 (金融機関での手続きが必要です) <input type="checkbox"/> クレジット (三次市税等公金クレジットカード納付申込書の提出が必要です) <input type="checkbox"/> 納付書	
備考		

- ※ 水道を新しく使用される時、または使用者氏名が変わるときはこの届出が必要です。
- ※ 転居、転出、長期不在等で水道を使用されない時は水道企業団三次事務所までご連絡ください。
- ※ 「広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例」と「広島県水道広域連合企業団三次市水道事業における水道事業給水規程」が契約の内容となります。
- ※ 太枠の中にご記入のうえ、水道企業団三次事務所窓口または三次市役所本庁総合案内・各支所窓口へ提出してください。

営業時間 水道企業団三次事務所窓口 : 8時30分～17時15分(年末年始を除く)
 三次市役所本庁総合案内、各支所 : 8時30分～17時15分(平日のみ)